⑶　工事場所　鳥取県鳥取市青谷町地内
⑷　工事内容
工事延長　Ｌ＝220m
【青谷高架橋】鋼５径間連続非合成少数主桁橋　Ｌ＝187.7m
（支間長：37.00ｍ＋37.80ｍ＋37.80ｍ＋37.80m＋35.60m）
【青谷高架橋　Ａランプ】鋼単純非合成箱桁橋　Ｌ＝45.0m
（支間長：45.00m）
鋼橋上部　１式
工場製作工（本線橋、検査路）954ｔ
工場製作工（Ａランプ、検査路）95ｔ
工場製品輸送工（本線橋）954ｔ
工場製品輸送工（Ａランプ）95ｔ
鋼橋架設工　１式
橋梁現場塗装工　１式
床版工　１式
横桁巻立工　１式
橋梁付属物工　１式
鋼橋足場等設置工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成29年９月29日まで
⑹　使用する主要な資機材
生コンクリート約１千㎥
鋼材（棒鋼）約１百トン
鋼材（棒鋼除く）約10百トン
⑺　工事実施形態
①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の試行工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
②　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
③　予定価格が１億円以上の工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、詳細は特記仕様書による。
⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑥　本工事は、申請書と併せて歩掛見積の提出を求め、作成・決定した歩掛を競争参加資格有りと通知した企業に対して電子入札システム等で公表する工事である。詳細は入札説明書による。
⑦　本工事は、技術資料作成に必要と思われる当該工事の関連データを希望者にインターネットで提供、又は、記録媒体による提供を行う試行工事である。詳細は入札説明書による。
⑧　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑨　本工事は、建設生産プロセスの各段階（調査・測量・設計～施工～維持管理）において、コンピュータ上に作成した３次元形状情報に加え、材料・部材の仕様・性能、コスト情報等、構造物の属性情報を併せもつ構造物情報モデル（Construction Information Modeling以下「ＣＩＭ」という）を一元的に共有・活用、発展させることにより、各業務の効率化・高度化を図るため、施工段階におけるＣＩＭ導入の効果等について検証を実施する試行対象工事（希望工事）である。
希望工事とは、契約後受注者の希望においてＣＩＭに関する試行内容を定めてその効果等について検証を実施する工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中国地方整備局における平成27・28年度「鋼橋上部工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　平成12年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。
同種工事とは、下記のｱ)～ｳ)の全ての要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。
ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
ｲ)　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。
ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。
ｳ)　最大支間長が、25m以上であること。
ただし、上記ｱ)～ｳ)は同一工事であること。
共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。
経常ＪＶにあっては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」（以下、「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。
⑹　「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」が適正であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、工場製作と現地での架設作業に配置する技術者は同一でなくてよい。
ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。
①　競争参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。
ア）「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）
③　現場での架設作業に配置する技術者は、平成12年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の同種工事の現場（架設）経験を有する者であること。